

住宅用火災警報器の設置を義務化

消防法が改正され、住宅用火災警報器などの設置が義務づけられました。

■いつから住宅用火災警報器などの設置が必要？

- ・新築住宅 平成18年6月1日から
 - ・既存住宅 平成23年6月1日まで
- に設置が必要です。

※既存住宅とは、平成18年6月1日現在、すでに建てられている住宅や工事中の住宅を指します。

■住宅用火災警報器などを選ぶポイント

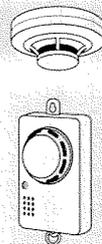
住宅用火災警報器などの感度や警報音量などの基準に合格したものには、日本消防検定協会の鑑定マーク（NSマーク）が付き、これらを推奨しています。

これらは、消防用設備などの取扱店で販売しています。また、ホームセンターや電気店などで取り扱っているところもあります。



■住宅用火災警報器とは？

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を自動的に感知し、住宅内にいる人に警報ブザーや音声により、火災の発生をいち早く知らせる器具です。



■住宅のどこに取り付けるの？

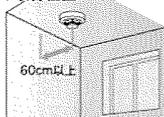
- ①寝室（普段就寝する部屋）
 - ②寝室に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井
- ※ただし、避難階（1階など容易に避難できる階）は除きます。
- ③寝室がある階から、二つ下の階の階段
 - ④寝室がある階（避難階）から二つ以上の上階に部屋がある場合の最上階の階段
- ・①～④に該当しない階でも、床面積が7平方メートル以上の部屋が五つ以上ある階の廊下（廊下がない場合は階段）
 - ・設置が義務づけられていない台所などにも設置しましょう。

■取り付け位置は？

- ・天井への設置は、壁やはりから60センチメートル以上離れた位置
- ・壁への設置は、天井から15センチメートル以上50センチメートル以内の位置
- ・空調機などの吹き出し口がある場合は、吹き出し口から1.5メートル以上離れた位置

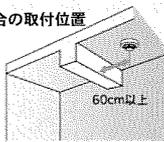
▼通常の壁面からの取付位置

火災報知器の中心を壁から60cm以上離します。



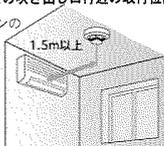
▼はりなどがある場合の取付位置

火災報知器の中心をはりから60cm以上離します。



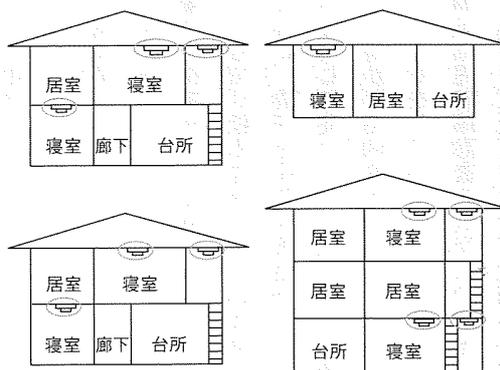
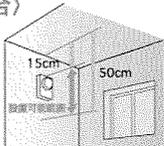
▼エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。



▼(壁面の場合)

天井から15～50cm以内に火災報知器の中心がくるように取り付けます。



資料 住宅防火対策推進協議会